

8月25日改訂版

要請地域：その他地域（岡山市・倉敷市以外）

岡山県大規模集客施設協力金（第3期）

要請期間：令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

要請内容

- 【要請期間】 令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）
- 【対象区域】 岡山市・倉敷市を除くその他地域
- 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント等
- 【要請内容】 裏面を参照

支給要件

- ※全てを満たすこと
1. 上記対象区域内の対象施設であること（要請日以前から営業していること）
 2. 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること
（※遅くとも8月30日（月）から協力を開始すること）
 3. 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

	大規模施設	テナント	非飲食業カラオケ店
支給額	1日当たりの支給額に、県の要請に協力した期間(日数)を乗じた額		
1日当たりの支給額 (千円未満切り上げ)	「時短営業を行った自己利用部分 面積※1 (1,000㎡毎を1単位)」 ×20万円×時短率※2	「時短営業を行った店舗等面積 (100㎡毎を1単位)」×2万円× 時短率	(休業の場合) 2万円

自己利用部分面積※1＝大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分

時短率※2＝「要請に応じて短縮した営業時間」÷「本来営業時間」

※その他、映画配給会社等も対象となる場合があります。

※個々のケースで支給額は異なります。詳細は、下記の県ホームページをご確認ください。

申請方法

令和3年9月中旬受付開始予定

※郵送又は電子申請により申請を受け付けます。

※詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



－ 協力金を申請する方は －

- 店頭に、「時短営業のお知らせ」（様式は県HPに掲載）を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 第1期・第2期の大規模集客施設協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。※必要書類は、決まり次第県ホームページに掲載します。

相談窓口

岡山県大規模集客施設協力金コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日は休み）



※臨時受付：8月28日（土）、29日（日）は、9:00～17:00

要 請 内 容（その他地域：岡山市・倉敷市以外）

※内容等は、国との調整により今後若干変更される場合があります。

●集客施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	〔特措法第45条第2項に基づくもの〕 ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ● 商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔法に基づかない働きかけ〕 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ● カラオケ設備の利用自粛 ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施（県HP参照：https://fight-okayama.jp/）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

●イベント関連施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔法に基づかない働きかけ〕 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニスコート、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

●飲食店営業許可を受けていないカラオケ店への要請

要請内容
〔特措法第45条第2項に基づくもの〕 ● 休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く） ※酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合、通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮